

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月31日

【発行者名】 阪急リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 白木 義章

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【事務連絡者氏名】 阪急リート投信株式会社
経営管理部長 夏秋 英雄

【電話番号】 06-6376-6821

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資証券に係る投資
法人の名称】 阪急リート投資法人

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資証券の形態及び
金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 9,745,488,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
1,009,800,000円

(注1)発行価額の総額は、平成25年5月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2)売出価額の総額は、平成25年5月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である阪急電鉄株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

（15）その他

② 申込みの方法等

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(15)【その他】

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(ホ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である阪急電鉄株式会社（以下「指定先」といいます。）に対し、一般募集における本投資口のうち、700口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

(ホ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である阪急電鉄株式会社（以下「指定先」といいます。）に対し、一般募集における本投資口のうち、700口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照下さい。

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、指定先に、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日の1年後の応当日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資口を野村証券株式会社に貸し渡すこと等を除きます。）を行わない旨を約して頂く予定です。

共同主幹事会社は、上記期間中にその裁量で当該合意の内容の一部又は全部を解除する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、指定先は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日の1年後の応当日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資口を野村証券株式会社に貸し渡すこと等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記期間中にその裁量で当該合意の内容の一部又は全部を解除する権限を有しています。

(中略)

3 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	阪急電鉄株式会社	
	本店の所在地	大阪府池田市栄町1番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 角 和夫	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	都市交通事業、不動産事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業	
	主たる出資者及びその出資比率	阪急阪神ホールディングス株式会社 100%	
b. 本投資法人与指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数	二
		指定先が保有している本投資口の数	3,500口
	人事関係	本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している阪急リート投信株式会社へ出向しており、本投資法人の執行役員を兼職しています。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人との間で、(仮称)万代豊中豊南町店(敷地)に係る不動産信託受益権売買契約を締結しています。なお、指定先は本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している阪急リート投信株式会社との間で情報共有に関する協定書を締結しています。	
c. 指定先の選定理由		本投資法人与指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。	
d. 販売しようとする本投資口の数		700口	
e. 投資口の保有方針		指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。	
f. 払込みに要する資金等の状況		本投資法人は、指定先が会社法第440条第3項の規定に基づき提供済みの直近の貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記700口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	

g. 指定先の実態	<p>平成25年5月31日現在、指定先は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場する阪急阪神ホールディングス株式会社を親会社としています。阪急阪神ホールディングス株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度をとることとしており、その関係遮断を徹底することを基本方針としておりますが、その基本方針を「内部統制システムの構築の基本方針」において規定するとともに、「阪急阪神ホールディングスグループコンプライアンスの手引き」においても明確にし、グループ各社の役職員に配布することで浸透を図っていることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。</p>
-----------	--

② 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、ロックアップに関する合意をしていますが、その内容につきましては、前記「2 売却・追加発行等の制限 (1)」をご参照下さい。

③ 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われますので、指定先に対して特に有利な条件ではありません。

④ 一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数(口)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	一般募集後の所有投資口数(口)	一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,109	15.35	13,109	12.46
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	3,500	4.10	4,200	3.99
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	4,150	4.86	4,150	3.94
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	3,232	3.78	3,232	3.07
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,258	2.64	2,258	2.15
ノムラバンクルクセンブルグエスエー	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	2,051	2.40	2,051	1.95
四国旅客鉄道株式会社	香川県高松市浜ノ町8番33号	1,768	2.07	1,768	1.68

株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	1,332	1.56	1,332	1.27
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	1,221	1.43	1,221	1.16
ジブラルタ生命保険株式 会社(一般勘定J-RE IT口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	893	1.05	893	0.85
合計	二	33,514	39.24	34,214	32.52

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成24年11月30日現在のものです。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年11月30日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、野村証券株式会社に対する第三者割当に対する申込みが全て行われた場合の数字です。総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入して記載しています。

⑤ 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。